

令和8年度

白河市年間監査計画

監査委員事務局

目 次

1. 基本方針	1
2. 監査等の種類	2
3. 監査に関する情報の提供	6
4. 都市監査関係団体との連携	6
5. その他	6
【別紙】 令和8年度監査実施計画	7

令和8年度 年間監査計画

白河市監査基準第7条に規定のに基づき、令和8年度（2026）年度の監査等実施方針及び年間計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

本市では、人口が減少する中においても市民一人ひとりが、互いに支え合い、身近な幸せを実感できるまちづくりを進めるため、従来の「総合計画」を見直し、今後5年間の市政運営の指針となる「白河市行動計画2027（白河市アジェンダ2027）」を新たに策定した。

本計画では、豊かな自然や歴史・文化が息づき、人と人とのつながりがある白河で多くの人が日々の暮らしの中にある「小さくても確かな幸せ」や「真の豊かさを実感できるまちづくりを進めていこう」という思いを込め、城がある。君がいる。白河 ～Well-being City Shirakawa～』を「本市の将来像」として定め、次の4項目を「まちづくりの理念」として掲げた。

- ①市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会及び市が一体となったまちづくり
- ②歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源をいかしたまちづくり
- ③子どもから高齢者まで、安全で安心して暮らすことができるまちづくり
- ④地域のつながりと支え合いによる絆を育むまちづくり

この行動計画を踏まえ、令和8年度の監査等の実施に当たっては、合規制及び正確性のみならず、市民の視点に立ちながら「最少の経費で最大の効果を挙げているか」といった効率性、有効性の観点からも監査を行う。

また、監査結果については、市全体の問題と認識するよう分かりやすい形で職員へ示し、事務事業の改善につなげることで、監査の実効性を確保する。

2. 監査等の種類

(監査)

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

ア 監査の対象事務及び実施方針

市の予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の財務に関する事務の執行が、予算や法令等に則って適正に処理されているかという「合規性の観点」、決算表示が予算執行の状況を正確に表示しているかという「正確性の観点」、事務事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという「経済性の観点」、同じ費用でより大きな成果が得られないかという「効率性の観点」、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという「有効性の観点」に十分留意し実施する。

イ 監査の対象会計年度

令和7年度の決算を対象として実施する。

ウ 監査の対象部課所及び実施期間

定期監査の対象部課所及び実施期間は、「別紙」（監査実施計画）のとおりとする。

エ 検証事項等

正確性、合規性等の観点はもとより、市の事務事業及び予算の執行について、経費は節減できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないか等のいわゆる経済性、効率性の観点、更には所期の目的を達成しているか、または、効果を上げているかといった有効性の観点から検証を行う。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

必要があると認めるとき、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施する。

(3) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

ア 監査の対象事務及び実施方針

市が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、市が25%以上出資している団体及び公の施設の指定管理者について、対象団体を選定して、当該団体と所管部局に対して、補助金等が根拠法令、補助要綱等に則って適正に執行されているか、補助事業等がその目的に沿って有効かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施する。

イ 監査の対象会計年度等

原則として、令和7年度の決算を対象として実施する。

実施期間は、令和8年6月～8月とする。

ウ 監査の対象団体

対象団体の選定や具体的実施方針については、監査委員の協議により別途定める。

(4) 随時監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(5) 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条第1項の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施する。

(6) 議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施する。

(7) 市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項の規定による監査）

要求に係る事務の執行について実施する。

(8) 公金の収納又は支払事務に関する監査

（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査）

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、または、市長の要求があるときに、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。

(9) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第1項の規定による監査）

請求の内容について実施する。

(10) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

（地方自治法第243条の2の2第3項又は地方公営企業法第34条の規定による監査）

要求に係る事実の有無等について実施する。

(検 査)

(1) 例月現金出納検査 (地方自治法第235条の2第1項の規定による検査)

ア 検査対象及び実施方針

一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計について、会計管理者及び公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の計数の正確性を検証するとともに、現金及び預金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 検査の日程等

毎月25日を原則とする。(白河市監査委員条例第2条)

ただし、必要に応じその期日を変更することができるものとする。

(審 査)

(1) 決算審査 (地方自治法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項の規定による審査)

ア 審査対象及び実施方針

① 普通会計決算審査

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、決算書その他関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行、財産の管理等が適正であるかどうかを主眼として実施し、定期監査、例月出納検査等の結果を勘案して、意見を付す。

② 公営企業会計決算審査

水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の公営企業会計決算について、決算書その他関係諸表の計数を確認するとともに、その計数が事業の経営成績、財務状態を適正に表しているか、また予算の執行は適正かつ効率的に行われたかを主眼とし、定期監査、例月出納検査等の結果を勘案して実施し、意見を付す。

イ 審査の対象会計年度

令和7年度の決算を対象として実施する。

ウ 審査期間

① 公営企業会計決算審査

令和8年6月～7月

② 一般会計・特別会計決算審査

令和8年7月～8月

(2) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

ア 審査対象及び実施方針

市が設けている基金の運用状況について、決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、基金の設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかどうかを主眼として実施し、意見を付す。

イ 審査の対象会計年度

令和7年度の基金の運用状況を対象として実施する。

ウ 審査期間

令和8年7月～8月

(3) 健全化判断比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査）

ア 審査対象及び実施方針

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、健全化判断比率が適正であるかどうかを主眼として実施し、意見を付す。

イ 審査の対象会計年度

令和7年度の決算を対象として実施する。

ウ 審査期間

令和8年7月～8月

(4) 資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査）

ア 審査対象及び実施方針

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条に規定する地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを主眼として実施し、意見を付す。

イ 審査の対象会計年度

令和7年度の決算を対象として実施する。

ウ 審査期間

令和8年7月～8月

3. 監査に関する情報の提供

市民に対する監査委員としての説明責任及び監査制度の透明性の向上を図るため、監査結果及び市が改善のために講じた措置等について、公表を行うとともに、インターネットのホームページ等により、広く市民にわかりやすく情報を提供するものとする。

4. 都市監査関係団体との連携

福島県都市監査委員会、東北・全国都市監査委員会等の関係団体と連携し、監査委員制度の調査研究あるいは監査委員相互の情報交換、連絡調整のために結成されている各組織の会議、研修会に参加する。

○都市監査関係団体の事業日程（予定）

月 日	曜 日	事 業 名	開 催 地
4月		県都市監査委員会（第1回）代表監査委員会・幹事会・表彰審査会	書 面
5月12日	（火）	県都市監査委員会 定期総会・研修会	伊達市
5月28日	（木）	東北都市監査委員会 定期総会・研修会	会津若松市
5月29日	（金）		
8月20日	（木）	全国都市監査委員会 定期総会・研修会	高松市
8月21日	（金）		
10月14日	（水）	県都市監査委員会 事務局職員実務研修会	白河市
11月18日	（水）	県都市監査委員会（第2回）幹事会	WEB
1月		県都市監査委員会（第2回）代表監査委員会	書 面

5. その他

監査等の詳細な日程等については、令和8年度『監査実施計画表』として別紙のとおり定める。情勢変更がある場合は、必要に応じ日程等を変更できるものとする。

◎監査実施計画

令和8年度の監査実施計画は、下記のとおりです。

監査等の種類	監査等の対象部署等	実施期間(予定)	内容
定期監査	市長公室 企画政策課 地域拠点整備室 秘書広報課 (文化スポーツ局) 文化振興課<中山義秀記念文学館> 生涯学習課<中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館> スポーツ振興課 総務部 総務課 財政課<工事契約検査室> 行政経営課 税務課 保健福祉部 社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 国保年金課 (こども未来局) こども支援課 こども育成課 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局	8月下旬 ～ 10月下旬	使用料及び手数料、財産貸付収入・財産売却収入、寄附金収入に関する事務について監査 (毎年1回以上期日を定めて実施) ※左記「監査等の対象部署等」については、対象件数の多寡により部署等の変更があります。
	市民生活部 防災環境課 地域生活課 市民課 教育委員会 事務局 教育総務課 学校教育課 健康給食推進室 各庁舎 地域振興課 事業課	10月下旬 ～ 12月下旬	
	産業部 観光課 商工課 農政課 農林整備課 建設部 道路河川課 建築住宅課 まちづくり推進課 都市計画課 文化財課 水道部 水道課 下水道課 農業委員会事務局	12月下旬 ～ 2月下旬	
財政援助団体等に対する監査	補助金等交付団体 (公の施設の指定管理者含む)	6月中旬 ～ 8月中旬	交付した補助金などの用途についての監査
例月現金出納検査	会計課 水道課 下水道課	原則毎月25日	一般・特別会計、公営企業会計に係る、毎月の現金出納と出納事務が適正に行われているかの検査
決算審査	公営企業会計	6月上旬 ～ 7月下旬	水道事業、工業用水道事業 下水道事業
	一般会計・特別会計	7月上旬 ～ 8月下旬	
基金の運用状況審査		7月上旬 ～ 8月下旬	
健全化判断比率等審査		7月上旬 ～ 8月下旬	健全化判断比率及び資金不足比率の審査